

藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2026 年（令和 8 年）5 月 21 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市給付型奨学金に係る奨学生の状況について、経済的な理由で修学が困難と認められない場合を停止の事由に加える等、所要の改正をする必要による。

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月 日

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金給付規則（平成29年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第12条に次の2項を加える。

- 2 奨学生について第3条第5号に規定する事由に該当しなくなったと認められるときは、奨学金の給付を停止することができる。
- 3 前項の規定により奨学金の給付を停止した後、当該奨学生の経済状況が変動し、再度経済的な理由で修学が困難であると認められた場合は、奨学金の給付を再開する。

第12条を第13条とする。

第11条中「奨学生」の次に「（白石敬子奨学金の給付を受ける者を除く。）」を加え、「学資支給金」の次に「を受ける場合」を加え、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条第2号中「退学し」を「退学をし」に改め、同条第3号中「受けた」を「受け、又は受けることが決定した」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項第3号中「生計を同一にしている同一世帯内で所得のある者全員」を「生計維持者」に改め、同項第4号中「生計を同一にしている世帯全員」を「世帯全員」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条第2項中「、教育委員会は」を「、」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2号中「同一世帯内で所得のある者」を「生計維持者（奨学金を受ける

者の学費や生活費を負担する者のうち、教育委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。)」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項第1号及び第2号中「教育長が特に認めた場合」を「白石敬子奨学金について」に改め、同条第2項中「前条第3号に掲げる大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の」を削り、「場合は」を「場合又は受けることが決定している場合は」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 奨学金の給付については、原則として、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入学準備奨学資金 入学前に全額を給付する。

(2) 学費奨学資金 4月及び10月に、それぞれ給付額の2分の1の額を給付する。

第3条第4項を削り、同条第5項中「大学等」の次に「（第3条第1項第3号本文に規定する大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第2項」に、「第9条」を「第10条」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第4条とする。

第2条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、白石敬子奨学金については、大学の医学部医学科又は歯学部歯学科に進学する者。

第2条第2項中「、同項各号のいずれかに該当するものであって」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（白石敬子奨学金）

第2条 この規則の規定により給付する奨学金のうち、医師又は歯科医師を志す者を対象としたものを白石敬子奨学金と称する。

第14条第1項第5号中「休学し」を「休学をし」に改め、同項第7号中「第7条」を「第8条」に改め、同項第8号中「第9条」を「第10条」に改め、同条第2項中「打ち切り」を「打切り」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条の規定による決定の取消し又は前条第1項の規定による給付の打ち切りを決定した」を「第14条第1項の規定による給付の打ち切り又は前条の規定による決定の取消しをした」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(決定の取消し)

第15条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○藤沢市奨学金給付規則（平成29年3月13日教委規則第4号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
○藤沢市奨学金給付規則 平成29年3月13日教委規則第4号 改正 平成30年3月20日教育委員会規則第3号 令和2年3月24日教育委員会規則第11号 令和3年6月21日教育委員会規則第3号 令和3年12月20日教育委員会規則第7号 令和5年3月23日教育委員会規則第5号 令和5年5月22日教育委員会規則第1号 令和7年4月23日教育委員会規則第1号 令和8年5月 日教育委員会規則第 号 藤沢市奨学金給付規則 （目的） 第1条 この規則は、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 <u>（白石敬子奨学金）</u> 第2条 この規則の規定により給付する奨学金のうち、医師又は歯科医師を志す者を対象としたものを白石敬子奨学金と称する。 （給付の条件） 第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 （1）奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設等に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者 （2）奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者	○藤沢市奨学金給付規則 平成29年3月13日教委規則第4号 改正 平成30年3月20日教育委員会規則第3号 令和2年3月24日教育委員会規則第11号 令和3年6月21日教育委員会規則第3号 令和3年12月20日教育委員会規則第7号 令和5年3月23日教育委員会規則第5号 令和5年5月22日教育委員会規則第1号 令和7年4月23日教育委員会規則第1号 藤沢市奨学金給付規則 （目的） 第1条 この規則は、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 （給付の条件） 第2条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 （1）奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設等に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者 （2）奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者

改正案	現 行
(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を除く。）、専門職大学（専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職短期大学若しくは専修学校の専門課程に進学する者又は高等専門学校の4年生に編入する者。<u>ただし、白石敬子奨学金については、大学の医学部医学科又は歯学部歯学科に進学する者。</u>	(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を除く。）、専門職大学（専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職短期大学若しくは専修学校の専門課程に進学する者又は高等専門学校の4年生に編入する者
(4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者 (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者 2 前項の規定にかかわらず、教育長が特別な事情のあるものとして認めたものは奨学生とすることができる。	(4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者 (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者 2 前項の規定にかかわらず、<u>同項各号のいずれかに該当するものであって</u>、教育長が特別な事情のあるものとして認めたものは奨学生とすることができる。
(給付金額)	(給付金額)
第4条 奨学金の給付額については次のとおりとする。	第3条 奨学金の給付額については次のとおりとする。
(1) 入学準備奨学資金 一括 入学金相当額（上限150,000円）。ただし、<u>白石敬子奨学金については、上限300,000円</u>	(1) 入学準備奨学資金 一括 入学金相当額（上限150,000円）。ただし、<u>教育長が特に必要と認めた場合は、上限300,000円</u>
(2) 学費奨学資金 年額 学費相当額（上限400,000円。ただし、<u>白石敬子奨学金については、上限720,000円</u>）	(2) 学費奨学資金 年額 学費相当額（上限400,000円。ただし、<u>教育長が特に必要と認めた場合は、上限720,000円</u>）
2 入学金又は学費（以下これらを「入学金等」という。）の減免を受けている<u>場合又は受けることが決定している場合は、当該減免の額を差し引いた額を、前項に規定する入学金等の相当額とする。</u>	2 <u>前条第3号に掲げる大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の入学金又は学費（以下これらを「入学金等」という。）の減免を受けている場合は、当該減免の額を差し引いた額を、前項に規定する入学金等の相当額とする。</u>
3 <u>奨学金の給付については、原則として、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u>	3 <u>入学準備奨学資金については入学前に一括で給付し、学費奨学資金については4月と10月の年2回、それぞれ半年分をまとめて給付する。</u>
(1) <u>入学準備奨学資金 入学前に全額を給付する。</u>	
(2) <u>学費奨学資金 4月及び10月に、それぞれ給付額の2分の1の額を給付する。</u>	
	4 <u>学費奨学資金について奨学生が日本学生支援機構から大学等奨学生採用候補者としての決定を受けている場合又は決定を受けており、かつ、4月1日の時点において大学等による学費の減免を受けていない場合は、前項の規定にかかわらず、4月に給付する額は、大学等が授業料を減免する予定金額を差し引いて算出した給付額の半年分とする。</u>

改正案	現 行
4 学費奨学資金について、4月の給付後に大学等（<u>第3条第1項第3号本文に規定する大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校をいう。以下同じ。</u>）が授業料を減免する金額を変更したこと等により給付額に変更が生じた場合は、10月に給付する給付額において調整する。この場合において10月に給付する給付額において調整ができないときは、奨学金を追加給付し、又はすでに給付した奨学金の一部を還付させるものとする。 5 第3項の規定にかかわらず、<u>第2項</u>に規定する場合であって、<u>第10条</u>に規定する奨学金受給者届出事項変更届の提出がないときは、当該届の提出があるまで、10月に給付すべき学費奨学資金は、給付しない。 （給付の期間） 第5条 奨学金の給付期間は、奨学金の給付を開始したときから奨学生が在学している大学等の正規の修業年限を終了するときまでとする。 （申請の手続） 第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。 （1） 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類 （2） <u>生計維持者（奨学金を受ける者の学費や生活費を負担する者のうち、教育委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）</u>全員の所得を証明できる書類 （3） 世帯全員の住民票の写し （4） 奨学金受給者推薦調書 （5） その他教育委員会が必要とする書類 （奨学生の内定及び決定） 第7条 教育委員会は、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、奨学生を内定する。 2 教育委員会は、奨学金の給付を内定したときは、<u>奨学金受給者</u>内定通知書により奨学生に通知する。 3 前項の規定により奨学金受給者内定通知を受けた者は、大学等に合格したときは、速やかに大学等の合格を証明できる書類及び	5 学費奨学資金について、4月の給付後に大学等が授業料を減免する金額を変更したこと等により給付額に変更が生じた場合は、10月に給付する給付額において調整する。この場合において10月に給付する給付額において調整ができないときは、奨学金を追加給付し、又はすでに給付した奨学金の一部を還付させるものとする。 6 第3項の規定にかかわらず、<u>第4項</u>に規定する場合であって、<u>第9条</u>に規定する奨学金受給者届出事項変更届の提出がないときは、当該届の提出があるまで、10月に給付すべき学費奨学資金は、給付しない。 （給付の期間） 第4条 奨学金の給付期間は、奨学金の給付を開始したときから奨学生が在学している大学等の正規の修業年限を終了するときまでとする。 （申請の手続） 第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。 （1） 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類 （2） <u>同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類</u> （3） 世帯全員の住民票の写し （4） 奨学金受給者推薦調書 （5） その他教育委員会が必要とする書類 （奨学生の内定及び決定） 第6条 教育委員会は、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、奨学生を内定する。 2 教育委員会は、奨学金の給付を内定したときは、<u>教育委員会は</u>奨学金受給者内定通知書により奨学生に通知する。 3 前項の規定により奨学金受給者内定通知を受けた者は、大学等に合格したときは、速やかに大学等の合格を証明できる書類及び

改正案	現 行
入学金等が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。 4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書により奨学生に通知する。 5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書を教育委員会に提出しなければならない。 (給付決定後の支援) 第8条 教育委員会は、奨学生の勉学及び生活の状況を把握し、状況に適した相談、助言及び支援を行うため、定期的な面談を実施する。 (継続手続) 第9条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。 (1) 大学等の成績を証明できる書類 (2) 在学証明書又は学生証の写し (3) <u>生計維持者</u>の所得を証明できる書類の取得に関する同意書 (4) <u>世帯全員</u>の住民票の写しの取得に関する同意書 (5) その他教育委員会が必要とする書類 2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書により奨学生に通知する。 3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書を教育委員会に提出しなければならない。 (異動の届出) 第10条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届又は奨学金受給者（休学・復学・停学・転学・退学・除籍）届に、異動を証明できる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。 (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。	入学金等が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。 4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書により奨学生に通知する。 5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書を教育委員会に提出しなければならない。 (給付決定後の支援) 第7条 教育委員会は、奨学生の勉学及び生活の状況を把握し、状況に適した相談、助言及び支援を行うため、定期的な面談を実施する。 (継続手続) 第8条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。 (1) 大学等の成績を証明できる書類 (2) 在学証明書又は学生証の写し (3) <u>生計を同一にしている同一世帯内で所得のある者全員</u>の所得を証明できる書類の取得に関する同意書 (4) <u>生計を同一にしている世帯全員</u>の住民票の写しの取得に関する同意書 (5) その他教育委員会が必要とする書類 2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書により奨学生に通知する。 3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書を教育委員会に提出しなければならない。 (異動の届出) 第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届又は奨学金受給者（休学・復学・停学・転学・退学・除籍）届に、異動を証明できる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。 (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。

改正案	現 行
(2) 休学、復学、停学、転学若しくは<u>退学をし</u>、又は除籍となったとき。	(2) 休学、復学、停学、転学若しくは<u>退学し</u>、又は除籍となったとき。
(3) 入学金又は授業料の減免を<u>受け</u>、又は受けることが決定したとき。	(3) 入学金又は授業料の減免を<u>受けた</u>とき。
(給付額の変更)	(給付額の変更)
第11条 教育委員会は、前条の届出等により給付額を変更すべき事由が生じたことを知ったときは、奨学金の給付額変更について審議し、給付額の変更が必要と認めた場合は、その旨決定するものとする。	第10条 教育委員会は、前条の届出等により給付額を変更すべき事由が生じたことを知ったときは、奨学金の給付額変更について審議し、給付額の変更が必要と認めた場合は、その旨決定するものとする。
2 教育委員会は、前項の規定による給付額の変更を決定したときは、奨学金給付額変更決定通知書により奨学生に通知するものとする。	2 教育委員会は、前項の規定による給付額の変更を決定したときは、奨学金給付額変更決定通知書により奨学生に通知するものとする。
(併給の禁止)	(併給の禁止)
第12条 奨学生（<u>白石敬子奨学金の給付を受ける者を除く。</u>）は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に定める学資支給金<u>を受ける場合</u>は、この限りでない。	第11条 奨学生は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に定める学資支給金は、この限りでない。
(給付の停止)	(給付の停止)
第13条 奨学生が休学したときは、休学を開始した日の属する月から、復学する日の属する月の前月までの期間、奨学金の給付を停止する。	第12条 奨学生が休学したときは、休学を開始した日の属する月から、復学する日の属する月の前月までの期間、奨学金の給付を停止する。
2 奨学生について第3条第5号に規定する事由に該当しなくなったと認められるときは、奨学金の給付を停止することができる。	
3 前項の規定により奨学金の給付を停止した後、当該奨学生の経済状況が変動し、再度経済的な理由で修学が困難であると認められた場合は、奨学金の給付を再開する。	
	(決定の取消し) 第13条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。
(給付の打ち切り)	(給付の打ち切り)
第14条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学	第14条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学

改正案	現 行
金給付審査委員会の審議の上判断する。 (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。 (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。 (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。 (4) 奨学生が停学し、又は本人の責めに帰すべき事情により、留年し、若しくは休学したとき。 (5) 奨学生が留年又は<u>休学をし</u>、大学等を卒業できる見込みがないとき。 (6) 奨学金を目的外に使用したとき。 (7) 特段の理由もなく、<u>第8条</u>に規定する定期的な面談に応じないとき。 (8) 奨学生が<u>第10条</u>の届出を怠ったとき。 2 教育委員会は、前項の規定により給付の<u>打切り</u>を決定したときは、奨学金給付打切り通知書により本人に通知する。 (決定の取消し) <u>第15条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。</u> (奨学金の返還) <u>第16条 教育委員会は、第11条第1項の規定による給付額の変更、第13条の規定による給付の停止、第14条第1項の規定による給付の打切り又は前条の規定による決定の取消しをした場合に、既に給付した奨学金の給付額に超過が生じたときは、当該超過した額を期間を定めて返還させることができる。</u> 2 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段によって奨学金の給付を受けた場合には、奨学金として給付した全額を返還させるものとする。 (補則) <u>第17条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u> (様式) <u>第18条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。</u> 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。	金給付審査委員会の審議の上判断する。 (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。 (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。 (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。 (4) 奨学生が停学し、又は本人の責めに帰すべき事情により、留年し、若しくは休学したとき。 (5) 奨学生が留年又は<u>休学し</u>、大学等を卒業できる見込みがないとき。 (6) 奨学金を目的外に使用したとき。 (7) 特段の理由もなく、<u>第7条</u>に規定する定期的な面談に応じないとき。 (8) 奨学生が<u>第9条</u>の届出を怠ったとき。 2 教育委員会は、前項の規定により給付の<u>打ち切り</u>を決定したときは、奨学金給付打切り通知書により本人に通知する。 (奨学金の返還) <u>第15条 教育委員会は、第10条第1項の規定による給付額の変更、第12条の規定による給付の停止、第13条の規定による決定の取消し又は前条第1項の規定による給付の打ち切りを決定した場合に、既に給付した奨学金の給付額に超過が生じたときは、当該超過した額を期間を定めて返還させることができる。</u> 2 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段によって奨学金の給付を受けた場合には、奨学金として給付した全額を返還させるものとする。 (補則) <u>第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u> (様式) <u>第17条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。</u> 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

改正案	現 行
附 則（平成30年教委規則第3号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（令和2年教委規則第11号） 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の藤沢市奨学金給付規則第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日までに改正前の藤沢市奨学金給付規則第6条第4項に基づく奨学金の給付の決定を受けた者に係る奨学金の給付額については、なお従前の例による。 附 則（令和3年教委規則第3号） この規則は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年教委規則第7号） この規則は、令和4年1月1日から施行する。 附 則（令和5年教委規則第5号） この規則は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和5年5月22日教委規則第1号） この規則は、令和5年6月1日から施行する。 附 則（令和7年4月23日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和8年5月 日教委規則第 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	附 則（平成30年教委規則第3号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（令和2年教委規則第11号） 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の藤沢市奨学金給付規則第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日までに改正前の藤沢市奨学金給付規則第6条第4項に基づく奨学金の給付の決定を受けた者に係る奨学金の給付額については、なお従前の例による。 附 則（令和3年教委規則第3号） この規則は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年教委規則第7号） この規則は、令和4年1月1日から施行する。 附 則（令和5年教委規則第5号） この規則は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和5年5月22日教委規則第1号） この規則は、令和5年6月1日から施行する。 附 則（令和7年4月23日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。